

長岡市スマートフォンを活用した観光案内
「越後長岡なび（仮称）」制作業務委託に関する説明書

平成 24 年 6 月

1 委託業務の名称

長岡市スマートフォンを活用した観光案内「越後長岡なび（仮称）」制作業務

2 目的

山本五十六巡り、良寛史跡巡り、戊辰戦争史跡巡り、映画ロケ地巡りなどの周遊コースガイドや、お薦めランチ・ディナー等のお店情報などをタイムリーに提供するため、スマートフォン対応観光アプリケーションソフト（以下「アプリ」という。）を制作・公開し、本市に来訪する観光客やビジネスマン等の利便性を向上させることを目的とする。

3 業務の概要

(1) 観光アプリケーションソフトの制作・公開

本市を訪れた観光客等の周遊・滞在等を促進するため、長岡の観光施設や店舗、観光モデルコースなどを案内するアプリを制作し、それを公開するために必要な手続きを行う。

(2) 観光コンテンツの制作

アプリで提供するため、長岡市内のイベント、観光施設、店舗及びモデルコース等の観光コンテンツを制作する。

(3) アプリの運用・保守

アプリの動作検証、不具合等の修正、基本ソフトのバージョンアップに伴う対応等を行う。

(4) アプリの広報・宣伝

制作したアプリを広く周知し、多くの観光客等からの利用を促す広報・宣伝活動を行う。

(5) その他付帯的な業務

4 対象事業者等

(1) 応募者の形態

応募者の形態は、以下に示す 2 形態のいずれかとする。

- ・単 独 団 体：1 つの企業・団体（組織形態は問わないが、法人に限る。）
- ・共同企業体：複数の法人から構成される団体

(2) 応募資格

ア 次の(ア)から(イ)までの全ての要件に該当するものであることを要する。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（一般競争入札の参加者の資格）のいずれにも該当しないものであること。

(イ) この公告の日以後に、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないものであること。

(ウ) この公告の日以後に、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないものであること。

(エ) 新潟県内に本社・支店若しくは事業所等を有すること。

(オ) 国の機関、自治体及び企業等からの委託により、過去 3 年以内（平成 20 年 4 月 1 日以降）に観光アプリケーションソフトの導入実績を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとする。

イ 共同企業体に係る留意事項

(ア) 申請は代表法人等が行うこととする。

(イ) 構成員の全てが前記アの(ア)から(ウ)までの資格を要することとする。

※ (エ)及び(オ)については、構成員のいずれかが条件を満たしていれば良いものとする。

(3) 複数参加の禁止

ア 単独で参加した法人等は、共同企業体の構成員になることはできない。

イ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員になることはできない。

5 委託契約期間

平成 24 年度 平成 24 年 7 月（予定）から平成 25 年 3 月 31 日まで

※ 事業期間は 2 か年（平成 25 年度まで）であるが、委託契約は単年度ごとに行う。

2 年目の契約は本年度の履行状況をもて、引き続き同事業者と随意契約するか否かを判断するものとする。

6 本件予算額

本件予算額は 5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内である。

※ この額は、提案するための参考金額であり、本委託業務契約額ではない。

7 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考する。

8 提案書の作成

(1) 提案書作成上の基本的事項

説明書等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

本プロポーザルは、スマートフォンを活用した観光アプリケーションソフト制作業務における取組方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容、成果品の一部の作成及び提出をするものではない。

具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ、当市と協議しながら行う。

(2) 提案書の項目

下記事項について、資料を作成すること。

ア 会社概要及び類似事業実績（様式-3）

過去3年以内（平成20年4月1日以降）における類似事業の受注実績について記載すること。

イ 本業務への取組体制（様式任意）

本業務への対応予定体制、本市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制について記載すること。

ウ 提案内容（様式任意）

説明書の記載内容に従って明瞭に作成すること。なお、提案に当たっては、以下の点に留意すること。

(ア) 企画提案全体について

- ・スマートフォンを活用した観光案内についての基本的考え方を記載すること。
- ・長岡の持つ地域性や魅力を生かして、話題性のある企画を検討すること。
- ・次年度以降の事業継続を見据え、維持管理費が低廉に抑えられる運用方法を提案すること。

(イ) アプリの機能、運用・保守について

- ・利用者の誰もが見やすく、容易に快適に操作することができるものであること。
- ・iOS及びAndroidに対応したアプリを提案すること。
- ・動画配信やソーシャルメディアなどの他アプリケーションとの連携について記載すること。
- ・稼働後のコンテンツデータのメンテナンスの方法や、アプリの保守サポート体制を記載すること。
- ・新規コンテンツの追加や技術革新に伴うバージョンアップなど、将来の機能拡充への対応について記載すること。

エ 業務スケジュール（様式任意）

アプリの制作と公開、コンテンツの制作等の業務スケジュールを作成すること。ただし、本市の指示するコンテンツ案内を具備したアプリの公開は、平成24年7月下旬に完了するスケジュールとすること。

（平成24年度、25年度の2か年計画をそれぞれ作成すること。）

※ 参考資料として、次に掲げる項目のほか、必要な費用をもれなく記載した費用見積り（様式任意）を添付すること。

- ・アプリ制作・公開にかかる経費
- ・アプリ開発後の維持管理経費（平成24年7月から平成25年3月までの9箇月間）
- ・アプリ周知のための広告・宣伝に要する経費
- ・その他必要となる経費

9 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

- ア 提出書類 参加表明書兼参加資格確認申請書（様式-1）
4-(2)-ア-(エ)を証明できる書類（様式任意）
共同企業体の場合は、共同企業体構成員表（様式-2）を提出すること。
- イ 提出方法 持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）、
ファクス又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
ただし、ファクス及び電子メールの場合は、着信を必ず確認すること。
- ウ 提出先 長岡市商工部観光課観光戦略室
住 所 〒940-0062 長岡市大手通 2-6 フェニックス大手イースト
長岡市役所大手通庁舎 6F
電 話 0258-39-2221
F A X 0258-39-3234
e-mail kanko-senryaku@city.nagaoka.lg.jp
- エ 提出期限 平成 24 年 6 月 27 日（水曜日）午後 5 時

(2) 提案書

- ア 提出方法 7 部を持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）のいずれかの方法で提出すること。
- イ 体裁 A4 判（縦判横書、片面印刷、カラー可）とし、提案書（様式-3）、会社概要及び類似事業実績（様式-4）、本業務への取組体制（様式任意）、提案内容（様式任意）、業務スケジュール（様式任意）、費用見積り（様式任意）の順に左 2 箇所をホチキス止めすること。
- ウ 提出先 長岡市商工部観光課観光戦略室（参加表明書提出先に同じ）
- エ 提出期限 平成 24 年 7 月 10 日（火曜日）午後 5 時
- オ プレゼンテーション 期日：平成 24 年 7 月 13 日（金曜日）
プレゼンテーションの参加者は 2 名までとし、プレゼンターには、選考された場合に当市を担当する者を指定するものとする。
※上記担当者は、原則、契約を継続している間（最長平成 25 年度末まで）、当市を担当することとする。
プレゼンテーションの会場・時間等は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出により参加事業者が確定後、別途通知する。プレゼンテーションの順は、参加事業者名称の五十音順とする。

10 本説明書の内容に関する質問の受付及び回答

- (1) 質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」(様式-5)により行うものとし、ファクス又は電子メール(着信を確認すること)で提出すること。電話による質問は一切受け付けない。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファクス番号、電子メールアドレスを併記すること。

ア 質問の受付及び回答課 長岡市商工部観光課観光戦略室

イ 質問の受付期間 参加表明書を提出した日から

平成24年7月2日(月曜日)午後5時まで

- (2) 回答書の内容は、寄せられた全ての質問とそれに対する回答とし、平成24年7月5日(木曜日)までに参加表明書を提出した者全員に電子メールにて回答する。

11 選考方法

提案書の提出者かつプレゼンテーションの参加者の中から、提案書やプレゼンテーションの内容により総合的に選考し、最優秀者を決定する。

12 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知する。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

13 その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書は、返却しない。
- (3) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとする。
- (4) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- (5) 提出された提案書等は、このプロポーザルの目的以外の目的には使用しない。

担 当：長岡市商工部観光課
住 所：〒940-0062
長岡市大手通 2-6 フェニックス大手イースト
長岡市役所大手通庁舎 6F
電 話：0258-39-2221 F A X：0258-39-3234
e-mail：kanko-senryaku@city.nagaoka.lg.jp